

◆ くずはの家「えのきの会」会則 ◆

- 第1条（名称及び事務局） この会は『くずはの家「えのきの会」』（以下本会という）と称し、事務局は秦野市くずはの家（〒257-0031 秦野市曾屋 1137、以下くずはの家という）内に置く。
- 第2条（目的） 本会は、会員相互の交流を通して自然に親しみ・自然に学び・自然を大切に
する心を培い、自然観察指導員としての資質の向上を目指し、地域に自然への
理解・関心を深めるための環境づくり活動を行う。
- 第3条（活動） 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。
1. くずはの家自主事業への協力
2. 自然観察会
3. 会報の発行
4. 研修会および情報交換会
5. その他の活動
- 第4条（会員資格） 本会の会員は以下に該当する者とする。
1. 会員；(1)くずはの家自然観察指導員養成講座の修了者で、
本会の趣旨に賛同する者。
(2)本会の趣旨に賛同し、会長が認めた者
2. 特別会員；くずはの広場所長及び指導員
- 第5条（役員） 本会の役員は次の通りとする。
1. 幹事 10名以内
幹事の中から次の役員を互選で選任する。
会長 1名、副会長 1名、事務局 2名、会計 1名
2. 役員を選出は総会での互選により行う。
3. 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
4. 会計監査 1名を役員以外の会員から総会での互選により行う。
- 第6条（顧問） この会に顧問を置くことができる。
- 第7条（分科会） 本会は、必要に応じ分科会を置くことができる。
分科会の代表者も幹事の役務を行う。
- 第8条（総会） 総会は年1回とし、必要があれば臨時総会を開催する。
1. 総会は会長が招集する。
2. 総会は委任状を含め会員の過半数の出席によって成立する。
3. 総会の決議・承認事項は次の通りとする。
(1)事業報告及び事業計画
(2)会則の改廃
(3)役員を選出
(4)会計報告及び予算案
(5)その他
4. 総会の決議は、出席者の過半数を以て決定する。

- 第9条（会費） 本会の運営のために会費を徴収することとする。
会費の額は、年間：2,000円と定める。
会計年度は、2月1日から翌年1月31日までとする。
- 第10条（退会） 会員はいつでも申し出により、退会することが出来る。
1. 年度途中で退会するときは、会費の精算はしない。
2. 年会費を所定の期間内に納入しない場合は、会員資格を失い、自動的に退会とする。
- 第11条（施行） この会則は平成18年4月1日より施行する。

以上

制定 平成18年2月5日
施行 平成18年4月1日
平成19年3月4日一部改定
平成21年3月1日一部改定
平成22年3月7日一部改定
平成24年3月4日一部改定
(以下余白)